

厚生労働大臣が定める揭示事項

当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

以下の施設基準に適合している旨、四国厚生支局に届出を行っています。

- (歯初診) 初診料(歯科)の注1に掲げる基準
- (歯援診2) 在宅療養支援歯科診療所2
- (歯訪診) 歯科訪問診療料の注15に規定する基準
- (歯技連1) 歯科技工士連携加算1及び光学印象歯科技工士連携加算
- (歯CAD) CAD/CAM冠及びCAD/CAMインレー
- (歯技工) 歯科技工加算1及び2
- (補管) クラウン・ブリッジ維持管理料

(2025年1月7日時点)